

令和2年9月10日発行

令和3年度

保育所等(2号・3号) 利用案内



〈お申込み・お問い合わせ先〉

保健福祉センター名	係名・電話番号	担当する保育所等
平 地 区 保 健 福 祉 セ ン タ ー	福祉介護係 22-7457	平地区の保育所等および小島保育園・若葉台保育園
小 名 浜 地 区 保 健 福 祉 セ ン タ ー	福祉介護係 54-2111 内線5175	小名浜地区の保育所等
勿 来 ・ 田 人 地 区 保 健 福 祉 セ ン タ ー	福祉介護係 63-2111 内線5375	勿来地区・田人地区の保育所等
常 磐 ・ 遠 野 地 区 保 健 福 祉 セ ン タ ー	福祉介護係 43-2111 内線5575	常磐地区・遠野地区の保育所等（若葉台保育園を除く）
内 郷 ・ 好 間 ・ 三 和 地 区 保 健 福 祉 セ ン タ ー	福祉介護係 27-8691	内郷地区・好間地区・三和地区の保育所等 （小島保育園を除く）
四 倉 ・ 久 之 浜 大 久 地 区 保 健 福 祉 セ ン タ ー	福祉係 32-2114	四倉地区・久之浜大久地区の保育所等
小 川 ・ 川 前 地 区 保 健 福 祉 セ ン タ ー	福祉係 83-1329	小川地区の保育所等

※ 利用申込みの際は、中面の「利用申込に必要な書類」と「印鑑」をお持ちください。

【目次】

• 保育所等とは.....	1
• 利用できる基準.....	1
• 教育・保育給付認定について.....	1
• 利用の手続き.....	2
• 利用申込に必要な書類.....	2～3
• 利用決定までの基本的な流れ.....	3
• 保育料について.....	3～6
• 副食費について.....	6
• 次のような場合はご連絡ください.....	7
• 申請書等の記入上の注意.....	7
• 子どものための教育・保育給付認定申請書の記入例.....	8～9
• 保育所入所申込書（兼）保育児童台帳の記入例.....	10
• いわき市の認可保育所等一覧.....	11～12
• 保育所等に入っている方が利用できるもの ほか.....	13

保 育 所 等 と は

保育所等とは、「認可保育所」「認定こども園」「地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業）」といった“2・3号認定（下記の「教育・保育給付認定について」を参照）”の児童が利用できる施設のことを指します。

また、2・3号認定は、次の「利用できる基準」に該当する場合に限り受けすることができます。

利 用 で き る 基 準

2・3号認定の要件（保育所等を利用できる基準）は、小学校就学前の児童のすべての保護者が、次のいずれかの事由に該当する場合です。

事 由	具体的な状況
就 労	1か月に48時間以上の就労を常態としている場合（自営業を含む）
出 産 等	母親が妊娠中、または出産後間がない場合（産前2か月間、産後2か月程度）
疾 病 等	病気や怪我、または心身に障がいをもつ場合
病人の看護等	同居等の親族を常時介護又は看護している場合
災 害	火災や風水害、震災などの災害復旧にあたる場合
求 職	求職活動を行っている場合（利用開始後3か月間まで）
就 学	学校教育法に定める学校等に在学している場合
そ の 他	前各号に類する状態で市長が認める場合

教育・保育給付認定について

保育所等を利用する場合、上記の基準や、利用者負担額（保育料）の金額等を判断するため、「子どものための教育・保育給付認定申請書（以下、教育・保育給付認定申請書）」を提出していただく必要があります。

また、上記の基準が変更となった場合や、基準に該当しなくなった場合は、速やかに所定の手続きを行っていただく必要があるほか、毎年度、上記の基準の状況を確認させていただくようになります。

なお、教育・保育給付認定の基本的な考え方や利用可能な施設は次のとおりです。

区 分	児童の年齢	認定の要件	利用できる施設			
			幼稚園（※）	認可保育所	認定こども園	地域型保育事業
1号認定	満3歳以上	2号以外	○		○	
2号認定		上記の「利用		○	○	
3号認定	満3歳未満	できる基準」		○	○	○

※ 利用にあたって、教育・保育給付認定とは異なる「施設等利用給付認定（保育料無償化の認定）」が必要となる幼稚園もあります。

利 用 の 手 続 き

- ・利用は原則として月の初日からとなります。
- ・利用希望月の2か月前から前月5日（ただし、5日が土・日曜日及び祝日の場合は、その翌日以降最初の平日が申込期限となります。）までに、各地区保健福祉センターへ申込みをしてください。
- ・令和3年4月からの利用に係る申込みについては、別に期日を定めていますので、市のホームページ等をご確認ください。

利 用 申 込 に 必 要 な 書 類

利用の申込みには、次の1～4の書類がすべて必要になります。

なお、記入内容に虚偽があった場合には、利用の決定を取り消す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 教育・保育給付認定申請書

申請書は児童1名につき1枚です。（記入例P8～9参照）

2 利用できる基準が確認できる書類

家庭状況に応じて、必要な書類を提出していただきます。

保育が必要な事由	添付書類
就 労	「就労証明書」 ※ 市のホームページ等に掲載している様式を勤務先で記入。 （自営業の方はご自分で記入してください。）
出 産 等	「親子健康手帳」もしくは「診断書の写し」 ※ 出産日もしくは出産予定日が確認できるページ。
疾 病 等	「診断書の写し」 ※ 児童の保育を必要とする理由が確認できるよう、具体的な状態や通院の頻度、期間等を記載。
病人の看護等	「介護状況届出書（所定様式）」及び「（介護等を受ける方の）診断書の写し」
求 職	「求職活動申立書（所定様式）」及び「ハローワークカードや雇用保険受給資格者証等の写し」
就 学	「在学証明書」もしくは「学生証等の写し」
そ の 他	事由により書類が異なりますので、詳しくは担当の保健福祉センターにお問い合わせください。

この他、世帯の状況により次のような書類を提出していただくことがあります。

（例1）母子家庭の場合

健康保険証の写し

（例2）利用希望児童の兄姉が幼稚園に入園している場合

「在園証明依頼書」（様式は各地区保健福祉センターに備え付けてあります）

3 個人番号（マイナンバー）確認書類等

規定により、申請書に個人番号を記載された方全員の個人番号を確認する必要がありますので、次のいずれかの書類をお持ちください。

なお、「個人番号通知書」は確認書類として利用できませんので、ご注意ください。

- ・ 個人番号カード
- ・ 通知カード（カードに記載された氏名、住所が住民票と一致している場合のみ有効）
- ・ 個人番号が記載された住民票の写し

この他、申請書類をお持ちになった方の身分証（運転免許証など）が必要となりますので、忘れずにお持ちください。

4 保育所入所申込書

申請書の希望施設の欄に、公立もしくは私立の保育所を記載した場合に提出してください。

なお、申込書は児童1名につき1枚です。（記入例P10参照）

利用決定までの基本的な流れ

- ① 必要書類を「各地区保健福祉センター」へ提出。
- ② 定員を超える申込みがあった場合、希望された保育所等ごとに「保育の必要性」が高い順に決定。

※ 認定こども園と地域型保育事業の利用の決定通知は、各施設が行います。

また、第1希望の保育所等の利用ができない場合、第2、第3希望の順で利用の決定を行いますので、必要書類には必ず第2、第3希望の保育所等名を記入してください。

なお、4月からの利用については、例年2月～3月にかけて、年度途中の利用については利用開始日（月初日）の概ね5日前（毎月25日頃）に利用の決定を行っています。

保 育 料 に つ い て

幼児教育・保育の無償化により、4月1日時点で3歳以上の2号認定児童については、保育料が無料となります。（給食費や教材費、行事費、通園送迎費等は無償化の対象外）

4月1日時点で3歳未満の児童における保育料は、保護者の市町村民税額により決定しますが、令和3年4月から8月までの保育料は「令和2年度の課税額」により、9月から令和4年3月までの保育料は「令和3年度の課税額」により決定することから、年度途中で保育料が変更となる場合があります。

また、未申告等により市町村民税額が確認出来ない場合、保育料が最高額となりますので、ご注意ください。

1 公立及び私立の保育所に係る保育料の納付について

公立及び私立の保育所に係る保育料は、いわき市が徴収します。

また、保育料の納付期限（口座振替日）は毎月25日（土・日曜日及び祝日の場合は、その翌日以降最初の平日）です。

なお、原則として、いわき市指定金融機関または、ゆうちょ銀行からの口座振替をお願いしています。

2 認定こども園及び地域型保育事業に係る保育料の納付について

認定こども園及び地域型保育事業に係る保育料は、各施設が徴収しますので、納付期限や納付方法は、あらかじめ各施設にお問い合わせください。

【注意】

- ◎ 令和3年度の利用開始後、保育料算定に係る市町村民税額が修正申告等により変更となった場合、利用開始時にさかのぼって保育料を変更し、過不足額の調整を行うことがあります。
なお、市町村が行う市町村民税額の調査により、保育料が変更となることもあります。
- ◎ 離婚や再婚等で家庭状況に変化があった場合は、届出の翌月から保育料が変更になる場合もありますので、担当の地区保健福祉センターに必ず届け出てください。
- ◎ 住宅借入金等特別控除などの税額控除を受けている場合は、控除前の課税額で保育料を決定します。
- ◎ 保育料の算定にあたっての「年少扶養控除のみなし適用」は行いません。
- ◎ 保育料は、父母の市町村民税額を基本として算定しますが、母（父）子家庭の方で母（父）の収入が少なく、家計の中心となる方が同居の祖父母等である場合は、その方の分も合算されます。（祖父母合算）
ただし、保護者からの申し立てに基づき、一定の条件を満たすことで祖父母合算を解除し、保育料の変更をすることができます。（祖父母合算の解除を希望する場合には、担当の地区保健福祉センターで手続きが必要となります。）

〈参考〉 令和2年度の3歳（4月1日現在）未満の2・3号認定保育料

（単位：円/月）

世帯の階層区分		標準時間	短時間
生活保護世帯	A	0	0
市町村民税非課税	B	0	0
市町村民税均等割のみ課税	C	11,000	10,500
市町村民税所得割課税額	48,600 円未満	D 1	14,000
	48,600 円以上 65,000 円未満	D 2	21,000
	65,000 円以上 75,000 円未満	D 3	23,000
	75,000 円以上 85,000 円未満	D 4	25,000
	85,000 円以上 122,000 円未満	D 5	28,000
	122,000 円以上 131,000 円未満	D 6	33,000
	131,000 円以上 168,000 円未満	D 7	37,000
	168,000 円以上 213,000 円未満	D 8	42,000
	213,000 円以上 220,000 円未満	D 9	47,000
	220,000 円以上 353,000 円未満	D 10	54,000
	353,000 円以上	D 11	57,000

※ 令和3年度の保育料は、令和3年3月頃までにお知らせいたします。

【現在の保育料の軽減措置】

1 ひとり親世帯等の保育料

市町村民税所得割額 77,101 円未満のひとり親世帯や在宅障がい者（※）のいる世帯の保育料は次のとおりです。

※ 在宅障がい者とは、次の（１）～（５）のいずれかに該当する場合です。

- （１）身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のいる世帯
- （２）国民年金法に規定する障害基礎年金等の受給者のいる世帯
- （３）特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 2 条第 1 項に規定する障がい児のいる世帯
- （４）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のいる世帯
- （５）福島県療育手帳制度要綱第 3 に規定する療育手帳の交付を受けている者のいる世帯

「ひとり親家庭」及び「在宅障がい児のいる家庭」の場合 (単位：円/月)

世帯の階層区分			標準時間	短時間
市町村民税均等割のみ課税		C	5,000	4,750
市町村民税 所得割課税額	48,600 円未満	D 1	6,500	6,250
	48,600 円以上 77,101 円未満	D 2～4	9,000	9,000

2 多子世帯の保育料

- （１）市町村民税額 57,700 円未満の 3 号認定児童に係る保育料は、兄弟の年齢に関わらず 2 人目が半額、3 人目以降が無料となります。
 - （２）（１）に該当する世帯以外で、3 号認定児童の兄弟姉妹が保育所等（※）を同時に利用している世帯の場合、保育所等を同時に利用している児童の最年長児から数えて、2 人目が半額、3 人目以降が無料となります。
- ※ 保育所等には、保育所（認可外は除く）、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園のほか、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援を含みます。
- （３）利用児童が 3 歳未満の世帯で、18 歳未満の兄弟が 2 人以上いる世帯は、その児童の保育料を下表のとおり軽減します。

保育料一覧での階層	軽減額
C 階層～D 5 階層	1/2 の額を軽減
D 6 階層～D 11 階層	次の計算式によるいずれか高い額を軽減 a) 当該階層に対応する額に 1/4 を乗じた額 b) 当該世帯が D 5 階層に属する世帯とみなしそれに対応する額に 1/2 を乗じた額

3 寡婦（夫）の「みなし適用」

婚姻歴のないひとり親家庭の保育料については、婚姻歴のあるひとり親家庭が受けることのできる「寡婦（夫）控除」があるものとみなして保育料を算定します。

副食費について

3歳（4月1日現在）以上の2号認定に係る副食費（給食のおかずや牛乳、おやつなどの費用）については保護者負担となりますが、金額は施設によって異なります。（公立保育所は全施設同額）

また、3歳（4月1日現在）未満の2・3号認定の場合、給食費は保育料に含まれているため、基本的に別途負担を求められることはありません。

なお、1号認定については、給食提供の有無を含めて、施設によって異なりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

1 公立保育所に係る副食費の納付について

公立保育所に係る副食費は、いわき市が徴収します。

また、副食費の納付期限（口座振替日）は、保育料と同じく毎月25日（土・日曜日及び祝日の場合は、その翌日以降最初の平日）です。

なお、原則として、いわき市指定金融機関または、ゆうちょ銀行からの口座振替をお願いしています。

2 私立保育所及び認定こども園に係る副食費の納付について

私立保育所及び認定こども園に係る副食費は、各施設が徴収します。

また、納付期限や納付方法は施設によって異なりますので、あらかじめ各施設にお問い合わせください。

3 副食費の免除対象者

1号及び2号認定のうち、以下の世帯の子どもに係る副食費は免除となります。

認定区分	市民税所得割課税額	第1子、第2子	第3子以降
1号	77,101円未満	免除	
	77,101円以上	副食費あり	免除
2号	57,700円未満	免除	
	57,700円以上	副食費あり	免除

※1 2号認定で「ひとり親家庭」及び「在宅障がい者のいる家庭」の場合、1号の欄に記載されている税額等の考え方が適用されます。

※2 第3子等の数え方は次のとおりです。

1号認定・・・小学3年生以下の範囲内で、上から第1子、第2子と数えます。

2号認定・・・小学校就学前以下の範囲内で、上から第1子、第2子と数えます。

※3 未申告等により市町村民税額が確認できない場合、免除は受けられません。

次のような場合は必ずご連絡ください

次のような場合には、保育料や副食費が変更になることなどがありますので、担当の地区保健福祉センターに必ずご連絡ください。（申込みから利用決定までの間も同様です）

- (1) 2・3号認定の要件が無くなったとき
- (2) 連絡先（住所・電話番号）が変わったとき
- (3) 結婚や離婚などで世帯状況が変わったとき
- (4) 生活保護が開始、または廃止になったとき
- (5) 就労先が変わったとき
- (6) 求職していたが就労を開始したとき など

申請書等の記入上の注意

- (1) 記入にあたっては、ボールペンではっきりと記入してください。（次ページからの記入例参照）
- (2) 教育・保育給付認定申請書及び入所申込書（必要な場合）は、利用を希望する児童1名につき1枚です。
- (3) 児童の年齢については、令和3年4月1日現在で記入してください。
なお、令和3年度中に利用を希望する場合も同様です。

※2・3号認定の場合は両面を必ず確認の
うえ、該当する箇所を記載してください。

保育給付認定申請書

提出日

令和2年 10月 1日

保護者	ふりがな氏名	こそだて たろう	子育 太郎	生年月日	56年 5月 6日	電話	第1連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (母)	■携帯 □自宅
	住民登録地	いわき市平字梅本21番地						
	令和2年1月1日 時点の住民登録地	■ 同上 □ 右記住所						
	居住地 (住民登録地と異なる場合)	同上						

配布している申請書が、「平成31年1月1日」と記載されている場合がありますが、「令和2年1月1日」現在で記入ください。

ふりがな氏名	こそだて さぶろう	子育 三郎	生年月日	29年 8月 8日	性別	男	続柄	子
--------	-----------	-------	------	-----------	----	---	----	---

上記のお子さまの生年月日が、「平成30年4月1日以前」なら2号に、「平成30年4月2日以後」なら3号にチェックをつけてください

該当・希望する場合は○を記載

希望する施設を令和3年4月1日現在、兄弟が利用中の場合はチェック	希望する方にチェック
----------------------------------	------------

1 認定希望するようとする支給認定区分や希望する施設名称

1号	満3歳以上	教育認定	希望施設名	希望する施設を令和3年4月1日現在、兄弟が利用中の場合はチェック	希望する方にチェック
2号	満3歳以上	保育認定	第1希望 すこやか保育園	■見学済 □兄弟利用中	2号、3号のみチェック □第1～3希望のみ入所を希望し、落選時は待機を希望する。 ■第1～3希望が落選の際は、他施設を希望する。
3号	満3歳未満		第2希望 にこやか保育園	■見学済 □兄弟利用中	
			第3希望 ほがらかこども園	■見学済 □兄弟利用中	
兄弟等同時申込者	□第1～3希望での同時期同園での入園希望		□同時期入園なら別園でもよい	□同時期入園ができない場合、本児のみ入園	□同時期同園以外は待機する
施設等の利用期間	令和3年 4月 1日 から 令和6年 3月 31日 まで				

2 世帯・家族の状況

今回、兄弟等同時に申込する場合にのみ	保育が必要な理由によっては、希望通りの期間とならない場合があります。
子育 太郎	※ 利用期間終期は最長で小学校就学前日になります。 例：5歳児クラスで入所希望の方は、令和4年3月31日まで 0歳児クラスで入所希望の方は、令和9年3月31日まで
子育 花子	母 昭和58年2月2日 のびのびサービス
子育 一郎	兄 平成23年4月4日 はつらつ小学校(4年生)
学生の方は、令和3年4月1日現在の学年を記載ください。	

【注1】入園にあたり各世帯員の個人番号（マイナンバー）の記入・確認が必要となります。また、申込に来園する保護者の本人確認を行います。
◎ 個人番号を確認する書類
個人番号カード、通知カード（カードに記載された氏名、住所が住民票と一致している場合のみ）、
個人番号の記載のある住民票の写し ※「個人番号通知書」はマイナンバーを証明する書類として利用できません。

【注2】令和2年1月1日現在いわき市に住民票が無かった方
※2号認定…住民登録があった市町村の所得課税証明書を添付ください。
※3号認定…住民登録が「川俣町、大熊町、双葉町、浪江町」にあった方、又は住民登録があった市町村において住民税の減免を受けている方については、住民登録があった市町村の所得課税証明書を添付ください。

父方	祖父	氏名	有()・無()	有()・無()	□生計同一 □生計別	□同一敷地 □隣接 □向合
	祖母	氏名 子育 はま	有(いきいき館)・無()	有()・無()	■生計同一 □生計別	□同一敷地 □隣接 □向合
母方	祖父	氏名 磐城 育男	有()・無()	有()・無()	□生計同一 ■生計別	□同一敷地 □隣接 □向合
	祖母	氏名	有()・無()	有()・無()	□生計同一 □生計別	□同一敷地 □隣接 □向合

祖父母の状況については、住民基本台帳等を確認する場合があります。

3 世帯の状況

生活保護法適用の有無	□有 (年 月) ~ (年 月)	■無
ひとり親家庭及びそれに類する状況にある場合の理由	□離婚 (年 月) □死別 (年 月) □未婚 □生死不明 □離婚協議中 □その他 ()	

※ 施設等の利用希望時間について

保育が必要な事由や就労時間等によって、希望どおりの時間にならない可能性はありますが、施設の開所時間の範囲内で延長保育を利用することが可能です。

また、既に保育所を利用している方は、現在の利用時間を目安に認定を行いますので、1日の利用時間が「概ね8時間以下」であれば「短時間利用」に、それ以上であれば「標準時間利用」にチェックをつけてください。

4 施設等の利用希望時間

<input type="checkbox"/> 保育短時間利用（8時間まで）	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間利用（11時間まで）
---	--

5 保護者の方の状況

保護者の続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
保育が必要な事由	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 求職等 <input type="checkbox"/> 就学等 <input type="checkbox"/> 育休 <input type="checkbox"/> その他 （ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 求職等 <input type="checkbox"/> 就学等 <input type="checkbox"/> 育休 <input type="checkbox"/> その他 （ ）	
「保育が必要な事由」に該当する箇所の具体的な状況を記入してください。			
就労の状況	形態	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 自営 <input type="checkbox"/> 就労予定 <input type="checkbox"/> 内職	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 自営 <input type="checkbox"/> 就労予定 <input type="checkbox"/> 内職
	場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅外	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅外
	通勤時間	行き 30分 + 帰り 20分 計 50分 (自宅から直行した場合)	行き 20分 + 帰り 15分 計 35分 (自宅から直行した場合)
	就労時間(固定)	出勤曜日：[月・火・水・木・金] 土・日 シフト制 週 日 勤務 時間： 8:30 ~ 17:30	出勤曜日：月・火・水・木・金・土・日 シフト制 週 日 勤務 時間： : ~ :
	休憩時間含む	1週間 平均勤務時間 40時間(1日 9時間) 1ヶ月 平均勤務日数 20日	1週間 平均勤務時間 時間(1日 時間) 1ヶ月平均勤務日数 日
	就労時間(変動) 休憩時間含む	勤務時間パターン ① 時 分から 時 分まで ② 時 分から 時 分まで ③ 時 分から 時 分まで 1週間 平均勤務時間 時間(1日 時間) 1ヶ月平均勤務日数 日	勤務時間パターン ① 8時 30分から 17時 30分まで ② 16時 30分から 25時 30分まで ③ 0時 30分から 9時 30分まで 1週間 平均勤務時間 40時間(1日 9時間) 1ヶ月平均勤務日数 20日
	休業中の場合	事由() <input type="checkbox"/> 産休 <input type="checkbox"/> 育休 期間 年 月 日から 年 月 日まで	事由() <input type="checkbox"/> 産休 <input type="checkbox"/> 育休 期間 年 月 日から 年 月 日まで
妊娠・出産の状況	出産予定日 年 月 日 出産後の予定() <input type="checkbox"/> 育休	出産予定日 年 月 日 出産後の予定() <input type="checkbox"/> 育休	
疾病・障がいの状況	疾病	病名() 入院期間 年 月 日から 年 月 日まで 通院 1週間に 回 (1回の診療時間 平均 時間)	病名() 入院期間 年 月 日から 年 月 日まで 通院 1週間に 回 (1回の診療時間 平均 時間)
	障がい	<input type="checkbox"/> 身障手帳(級) <input type="checkbox"/> 精神保健手帳(級) <input type="checkbox"/> 療育手帳(A・B)	<input type="checkbox"/> 身障手帳(級) <input type="checkbox"/> 精神保健手帳(級) <input type="checkbox"/> 療育手帳(A・B)
介護等の状況 障がい児の付き添いの状況 別居親族介護等	氏名 続柄 場所 (入院・在宅) 期間 年 月 日から 年 月 日まで 付添 1週間に 回(1回平均 時間)	氏名 続柄 場所 (入院・在宅) 期間 年 月 日から 年 月 日まで 付添 1週間に 回(1回平均 時間)	
求職等の状況	<input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 起業準備中 前職離職日： 年 月 日 (具体的な活動内容：)	<input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 起業準備中 前職離職日： 年 月 日 (具体的な活動内容：)	
就学等の状況	学校等名 所在地 通学状況 曜日 時から 曜日 時 分まで	学校等名 所在地 通学状況 曜日 時から 曜日 時 分まで	
その他の状況	育児休業などにより退園した保育所に再度申し込みをされる場合は、こちらに記載してください。 (例) 令和2年9月1日に退所した「すこやか保育園」に再度申し込み		

【記入例】 保育所入所申込書(兼)保育児童台帳

※ 保育所入所申込書は、太枠の中を全て記入し、押印してください。

第1号様式(第2条関係)

第1希望の施設を所管する地区保健福祉センター名を記入してください。

保育所入所申込書(兼)保育児童台帳

いわき市 平 地区保健福祉センター 所長 様

申込日を記入してください。

令和2年10月1日

注意 1 太枠の中だけ記入してください。
2 □のある欄は、該当する箇所にレ印をつけてください。

希望する保育所(園)を第3希望まで記入してください。

理由を具体的に記入してください。

入所を希望する保育所名	第1希望 すこやか保育園 (希望理由) 自宅から近い	※整理番号
	第2希望 にこやか保育所 (希望理由) 自宅から近い	
	第3希望 ほがらか保育園 (希望理由) 勤務先に近い	※児童保護
(フリガナ)	コタテ サヲ 助	※児童保護
児童氏名	子育 三郎 <input checked="" type="checkbox"/> 男 平成 28年 9月 9日生 3歳 <input type="checkbox"/> 女	自宅の電話番号を記入してください。また、携帯電話などをお持ちの場合は、その番号もご記入願います。
(フリガナ)	コタテ タロウ	
保護者氏名	子育 太郎 子育印	
住所	いわき市 平字梅本2-1 自宅電話番号 ●●●-●●●● (携帯) ▲▲▲-▲▲▲▲	
保育の実施を希望する期間	令和 3年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日 まで	
保育の実施を必要とする理由	両親とも日中働いており、保育を必要としている。	

「保育の実施を必要とする理由」については、家庭でお子さんの面倒をみることができない理由を具体的に詳しくご記入ください。

「保育の実施を希望する期間」は、令和2年4月1日から最大で、お子さんが小学校に入学する前日までの間の、保育が必要となる期間となります。

「支給認定申請書」と内容が重複するため、記入は不要です。

【求職中】を理由とする入所の場合については、3ヶ月以内としてください。また、保育が必要な理由によっては、希望通りの期間にならない場合があります。

区分	氏名	児童との続柄	生年月日	性別	職業	勤務先 勤務電話		
入所児童の世帯員(入所児童を除く。)			年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
生活保護法適用の有無			<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日保護開始)		<input checked="" type="checkbox"/> 無			

※市記載欄	保育の実施の要否	保育の実施を要する期間	保育の実施基準番号
	要・否(理由)	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	両親等:()、()
	平成 年 月 日認定	備考	

いわき市の認可保育所等一覧

私立

私立保育所（24か所）

地区名	番号	保育所名	所在地	電話番号	定員	延長	乳児	障がい	一時	休日	備考
平地区	1	たかつき保育園	平字六人町26-30	25-4765	60	○	○	○			
	2	むつみ保育所	平字新町44	21-1682	90	○	○	○			
	3	かへや保育園	平中神谷字寺前28	34-3033	120	○	○	○			
	4	螢保育園	平山崎字熊ノ宮42-1	34-7654	140	○	○	○			
	5	来迎保育園	平下神谷字宿38	34-7717	140	○	○				
	6	中央台保育園	中央台飯野一丁目25-1	28-1171	280	○	○	○	○		
	7	若葉台保育園	若葉台一丁目24-3	29-6071	90	○	○	○	○		
	8	小島保育園	内郷小島町作田3	26-3724	110	○	○	○			
	9	梅香保育園	平字梅香町3-8	23-4097	130	○	○	○			
小名浜地区	10	いわき・さくらんぼ保育園	鹿島町下蔵持字沢目20-1	58-5616	110	○	○	○	○	○	
	11	愛宕保育園	小名浜字鳥居北55-3	92-2727	160	○	○	○	○		
勿来・田人地区	12	東田保育園	東田町一丁目27-6	62-2989	120	○	○	○			
	13	大倉保育園	錦町中迎二丁目5-1	62-4306	120	○	○	○	○	○	
	14	みそら保育園	勿来町酒井北ノ内4	65-7442	70	○	○	○			
	15	金山保育園	金山町朝日台9-2	63-9648	120	○	○	○			
	16	植田保育園	佐糠町一丁目4-1	62-3051	110	○	○	○			
常磐・遠野地区	17	船尾保育園	常磐下船尾町村山5-1	44-6027	120	○	○				
	18	さかえ保育園	常磐上湯長谷町扇田74	44-2875	360	○	○		○		
	19	まことアソカ保育園	常磐湯本町宝海133-7	44-2551	30	○	○	○			
内郷・好間・三和地区	20	白水のぞみ保育園	内郷白水町入山10-18	26-1002	50	○	○	○			
	21	梨花の里保育園	好間町上好間字田代67-8	27-3355	40	○					
	22	さくら保育園	好間町下好間字沼田112	36-5456	120	○	○	○			
	23	好間保育所	好間町上好間字馬場前19-3	36-2342	90	○	○	○			
四倉地区	24	三宝保育園	四倉町下仁井田字北追切19	32-3915	120	○	○				

認定こども園（16か所）

地区名	番号	保育所名	所在地	電話番号	定員	延長	乳児	障がい	一時	休日	備考
平地区	25	認定こども園りんごの木	平谷川瀬仲山町25	25-4024	73	○	○	○			定員は1号認定分を含む
	26	九品寺こども園	平字九品寺町3-2	22-1641	225	○	○				定員は1号認定分を含む
	27	平幼稚園	明治団地80-5	23-5375	90	○	○				定員は1号認定分を含む
	28	神谷こども園	平中神谷字南鳥沼26	34-2981	130	○	○				定員は1号認定分を含む
	29	さとがおかキナーダーガーデン	郷ヶ丘三丁目18-3	28-2777	116	○	○				定員は1号認定分を含む
	30	はと保育園	平赤井字田中43	23-8210	150	○	○				定員は1号認定分を含む
小名浜地区	31	あそびの森こども園	鹿島町船戸字堤7	58-3404	250	○	○	○	○		定員は1号認定分を含む
	32	わかぎ幼稚園	小名浜字下明神町33-1	92-3807	132	○	○	○			定員は1号認定分を含む
	33	かしま幼稚園	鹿島町走熊字渡折19-1	29-3303	198	○		○			定員は1号認定分を含む
	34	泉幼稚園	泉町四丁目5-3	56-6420	273	○	○	○			定員は1号認定分を含む
勿来地区	35	錦星こども園	錦町花ノ井18	88-1189	257	○	○	○	○		定員は1号認定分を含む
	36	なこそ幼稚園	勿来町窪田伊賀屋敷58-2	64-7458	273	○	○				定員は1号認定分を含む
	37	リズムの丘こども園	勿来町関田北作115	64-7429	101	○	○				定員は1号認定分を含む
常磐地区	38	松の実こども園	常磐松久須根町内田1-1	29-2255	219	○	○	○			定員は1号認定分を含む
四倉地区	39	久之浜こども園	大久町小久字連郷15-1	82-3127	99	○	○				定員は1号認定分を含む
好間地区	40	寿幼稚園	好間町北好間字塊坪10-3	36-2811	115	○					定員は1号認定分を含む

私立

地域型保育事業（13か所）

地区名	番号	保 育 所 名	所 在 地	電話番号	定員	延長	乳児	障がい	一時	休日	備考
平地区	41	子供の部屋保育園	平字愛谷町二丁目7-7	23-3731	19		○				小規模保育事業
	42	ひなた保育園	平字尼子町2-9	25-5699	15	○	○				小規模保育事業
	43	くほんじひらくぼ保育園	平中平窪字杉内27-2	24-2602	19	○	○				小規模保育事業
	44	はなまる保育園	平上荒川字林作203-1	85-5870	3	○	○				事業所内保育事業
小名浜地区	45	パライソエンジェル保育園	鹿島町久保字於振2-6	84-8318	18	○	○				事業所内保育事業
	46	ベビーハウスわたなべ	鹿島町船戸字林下16-12	58-5197	5	○	○				家庭的保育事業
	47	くるみ保育園	小名浜岡小名広畑55-3	52-0505	19	○	○				小規模保育事業
	48	アカシヤ保育園	小名浜大原小滝町19-7	51-6103	19	○	○				小規模保育事業
	49	もえぎ保育園	泉もえぎ台三丁目3-13	68-8357	19	○	○				小規模保育事業
勿来地区	50	子供の部屋第二保育園	植田町西荒田20-1	85-0031	19	○	○				小規模保育事業
常磐・遠野地区	51	ゆしまや保育園	常磐松が台102	81-2525	28	○	○				事業所内保育事業
	52	たねまき保育園	常磐上湯長谷町五反田56-26	080-5558-3715	10	○	○				小規模保育事業
小川地区	53	芽吹き中原保育園	小川町上小川字後原84-1	090-4476-3484	5		○				家庭的保育事業

※事業所内保育事業所は地域枠の人数を記載

公立

公立保育所（33か所）

地区名	番号	保 育 所 名	所 在 地	電話番号	定員	延長	乳児	障がい	一時	休日	備考	
平地区	1	白土保育所	平字愛谷町一丁目4-1	22-6608	160		○	○				
	2	あさひ保育園	平下神谷字岸前82-1	34-2052	60		○	○			※2	
	3	豊間保育園	平薄磯字南作62	39-3101	50		○	○				
	4	高久保育園	平下高久字清水1-4	39-2109	70			○				※3
	5	夏井保育所	平荒田目字高原44	34-2375								※4
小名浜地区	6	永崎保育所	永崎字川畑217-1	55-7244	80		○	○				
	7	古湊保育所	小名浜字田ノ入80-1	92-3356	120		○	○				
	8	本町保育所	小名浜字蛭川新川間35-1	92-3355	180		○	○				
	9	渚保育所	小名浜字中原2-23	92-3901	70		○	○	○			
	10	鹿島保育所	鹿島町久保字山崎4-1	58-2637	75			○				
	11	滝尻保育所	泉町滝尻字高見坪21-1	56-6232	80		○	○				
	12	下川保育所	泉町下川字前ノ原74	56-6214	50			○				
	13	泉保育所	泉町三丁目2-7	56-6213	110		○	○				
	14	玉露保育所	泉玉露三丁目13-5	96-6067	65			○				
	15	渡辺保育所	渡辺町田部字岸8	96-6044	60		○	○				
勿来・田人地区	16	錦保育所	錦町作鞍4	62-3053	100		○	○				
	17	窪田保育所	勿来町窪田馬場43-1	64-7259	70			○				
	18	川部保育所	川部町梅田54-2					○			休止中	
	19	菊田保育所	山田町東川原13	62-3052	70			○				
	20	山田保育所	山田町堀ノ内104-3	62-3054	60			○				
	21	田人保育所	田人町黒田字一ノ倉49-1	69-2301	60			○				
常磐・遠野地区	22	常磐第一保育園	常磐湯本町米田71-1	42-3097	50			○				
	23	常磐第二保育園	常磐湯本町山ノ神20-1	42-3243	80		○	○				
	24	遠野保育所	遠野町上遠野字白幡106-2	89-2525	70			○				
内郷・好間・三和地区	25	宮保育所	内郷宮町金坂152-1	26-3634	80			○				
	26	縦保育所	内郷縦町町之内36-1	26-2530	120		○	○		○		
	27	高坂保育所	内郷高坂町一丁目75-2	26-2928	70			○	○			
	28	御殿保育所	内郷御殿町下宿99-1	26-2004	55			○				
	29	三阪保育所	三和町中三坂字四座48	85-2029	50			○				
	30	三和保育所	三和町渡戸字宿頭118-6	87-2001	60			○				
四倉・久之浜大久地区	31	四倉保育所	四倉町字五丁目8-8	32-2117	100		○	○				
	32	久之浜保育所	大久町小久字連郷89-1	82-2540	60			○				
小川地区	33	小川保育所	小川町高萩字下川原127-1	83-0404	80			○				

※1 公立保育所のNo.1.7.8.13.16以外は、土曜日午前中のみ保育となります。

※2 改築のため、平成31年3月から仮設園舎（平下神谷字岸前82-1）で運営していますが、令和2年12月14日から新園舎（平中神谷字北鳥沼34）での運営を予定しています。

※3 改築のため、令和3年4月から概ね2か年夏井保育所（平荒田目字高原44）園舎での合同保育による運営を予定しています。

※4 令和5年度から高久保育園との統合（高久保育園新園舎での運営）を予定しています。

● 保育所等に入っている方が利用できるもの

※ ≪実施保育所等≫の番号は、「いわき市の認可保育所等一覧」の番号です。

延長・時間外保育(延長)

就労等の事情により、通常の保育時間にお子さんの送迎ができない場合、保育時間を延長してお預かりします。

≪実施保育所等≫(私立) 1~40、42~52の施設

※ 時間は施設によって異なりますので直接お問い合わせ下さい。

乳児保育(乳児)

仕事と育児の両立を図るため、0歳からお子さんをお預かりします。

≪実施保育所等≫(私立) 1~20、22~32、34~39、41~53の施設

(公立) 1,3,6~9,11,13,15,16,23,26,31

(その他は1歳から)

障がい児保育(障がい)

心身に障がいをお子さん、健常児との集団による統合保育を行います。

≪実施保育所等≫(私立) 1~4,6~16,19,20,22,23,25,31~35,38

(公立) 1~33の全施設

● 保育所等に入っていない方も利用できるもの

一時預かり(一時)

パート就労等により断続的(週3日程度)に家庭で保育ができない場合、または冠婚葬祭等により緊急・一時的に保育ができない場合に、お子さんをお預かりします。

≪実施保育所等≫(私立) 6,7,10,11,13,18,31,35

(公立) 9,27

休日保育(休日)

日曜日、祝日に仕事をしているか、または冠婚葬祭等により休日に家庭で保育できない場合に、お子さんをお預かりします。

≪実施保育所等≫(私立) 10,13

(公立) 26

● 育児情報

いわきネウボラ おやCoCo窓口

主に妊娠している方、子育て中の方、いわき市で子育てを考えている方に、家庭の状況に応じた施設やサービスをご案内します。

≪子育て最初の窓口≫子育てコンシェルジュ

平地区保健福祉センター	八代・矢崎	(☎22-7457	直通)
小名浜地区保健福祉センター	原田	(☎54-2111	内線5175)
勿来・田人地区保健福祉センター	今野	(☎63-2111	内線5360)
常磐・遠野地区保健福祉センター	大友	(☎43-2111	内線5575)
内郷・好間・三和地区保健福祉センター	山野邊	(☎27-8691	直通)
四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	石川	(☎32-2114	直通)
小川・川前地区保健福祉センター	永井	(☎83-1329	直通)